

産業廃棄物処理計画書

2025年6月25日

広島市長

提出者

住所 広島県広島市中区中町6-13

氏名 株式会社穴吹工務店 広島支店

支店長 松川 秀三

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-205-5384

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社穴吹工務店 広島支店
事業場の所在地	広島県広島市中区中町6-13
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	広島支店全体：元請完成工事高 ¥9,241,518,000 広島市内のみ：元請完成工事高 ¥2,094,736,000
③従業員数	20名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	※産業廃棄物の発生⇒運搬及び処分を委託 ■廃プラスチック類：選別し再生プラスチック・固形燃料等として再生。再生不可分は安定型処分場に廃棄。 ■木くず：選別し燃料チップ・再生建材等として再生。再生不可分は焼却し管理型処分場に廃棄。 ■紙くず：選別し有償売却。不可分は焼却し管理型処分場へ廃棄。 ■金属くず：切断し有償売却。 ■段ボール：圧縮し有償売却。 ■石膏ボード：破碎・選別・焼成し石膏へ再生。 ■コンクリートくず・破片、がれき類：選別し再生砕石として再生。再生不可分は安定型処分場に廃棄。

別紙1
(廃棄物処理法・産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(2024 年度) 実績量
計画:今年度(2025 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら燃回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	13.65	5.86									13.65	5.86			13.65	5.86				
紙くず	5.40	2.32									5.40	2.32			5.40	2.32				
木くず	8.80	3.78									8.80	3.78			8.80	3.78				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	2.83	1.21									2.83	1.21			2.83	1.21				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	35.52	15.27									35.52	15.27			0.00	0.00				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
無機性汚泥	1,093.40	470.16									1,093.40	470.16	1,093.40	470.16	0.00	0.00				
石膏ボード	1.20	0.51									1.20	0.51			1.20	0.51				
コンクリート破片	45.14	19.41									45.14	19.41			0.00	0.00				
アスファルト・コンクリート破片	1.48	0.63									1.48	0.63			0.00	0.00				
合計	1207.42	519.15	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1207.42	519.15	1093.40	470.16	31.88	13.89	0.00	0.00	0.00	0.00

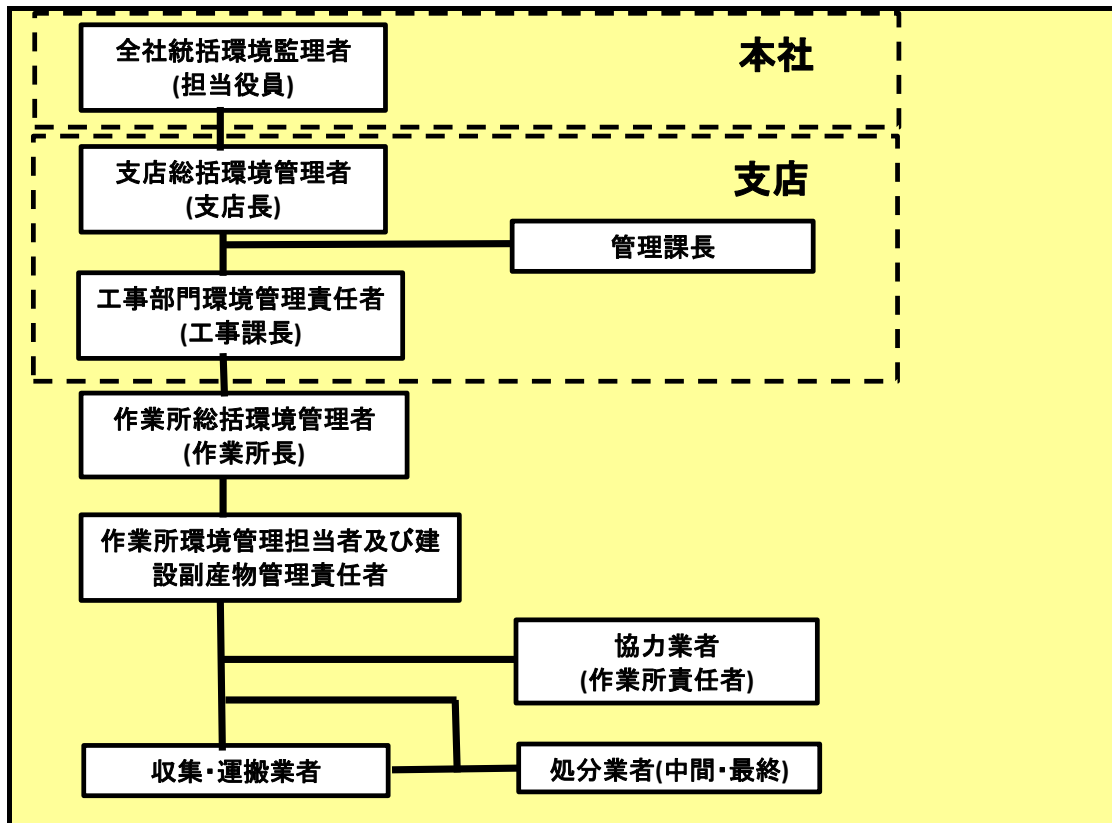
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4R運動(Refuse・Reduce・Reuse・Recycle)を各現場毎に取り組み作業所全体で削減意識を高める。 ・資材の発注管理により余剰品や過剰在庫を抑える。 ・廃棄物の分別により、有価物処理の実施。 ・使用資材の梱包材の減量化の推進。 ・水濡れによる再生利用不可廃棄物の低減。
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>上記事項の継続実施。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>各作業所において、コンクリート塊・アスコン塊・木くずの特定建設資材を基本に、その他がれき・陶磁器コンクリートくず・紙くず・段ボール・廃プラスチック類・金属くず・石膏ボードなどに分別を実施。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>上記事項の継続実施。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施予定なし。</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施予定なし。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施予定なし。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	各作業所毎に産業廃棄物の適切処理・委託を徹底し実績ある産業廃棄物処理業者に収集運搬・処理を委託する。 1. 中間処理施設の確認、処分場の現状確認の実施 2. 各許可関係、中間処理後の処理ルートの確認 3. 電子マニフェストを通し、各委託業者の管理・監視の徹底
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記事項を継続実施。